

第143回国際研修

平成21年9月28日（月）から同年11月6日（金）まで

- 1 本研修の主要課題は、「裁判官、検察官及び法執行機関職員の倫理及び行動規範」です。

国家の基盤を支える責任を有する立法・行政機関が廉潔性を欠き、汚職がまん延するとき、民主主義の基盤は危機に立たされます。歴史的にも、腐敗した経済、政治、社会システムの上に成り立つ社会は結局は滅びることは証明されています。したがって、刑事司法の最も重要な使命の一つは、汚職を摘発し、腐敗した政治家・公務員に対して適切な処罰を加えることです。

しかしながら、刑事司法システムそのものが腐敗しているとき、民主主義は重篤な危殆に瀕します。とりわけ、法の支配を実現するための要である司法・検察部内における腐敗は、汚職を抑止する能力を減退させるだけでなく、国民の倫理を墮落させ、司法に対する信頼を失墜させます。多くの汚職形態が検挙・訴追が困難ですが、なかでも司法部内のそれは特に困難です。したがって、裁判官による犯罪行為への捜査はしばしば、腐敗が極めて明白になってからでないと行われず、それゆえ多くの事件が検挙されずに終わるおそれがあります。加えて、汚職をしている裁判官自身が、その汚職を捜査している捜査機関に対して管轄を有している場合、自己の違法行為に関する情報に関知してしまい、それゆえ捜査が妨害されかねません。

かかる事情にかんがみると、司法・検察部内の腐敗については、その防止に重点が置かれるべきです。この点において、行動規範といった、判検事に対する適切なガイドラインが有用です。また、適切な法学教育を受けて資格を有する、高潔かつ有能な人材から判検事が選抜されることも肝要です。この点において、教育・研修のような、司法・検察部内の廉潔性を維持する教育的枠組みが不可欠です。同時に、その独立性と廉潔性の調和を図るためには、忌避、回避、さらには弾劾手続のような、適切な手続き上の規律が設けられる必要があります。そうすることにより、司法・検察部内における廉潔性と公平性に対する一般の信用を維持しつつ、判検事が政治的影響を受けずに規律されることが可能になります。

法執行機関についていえば、多くの国において、捜査に関し第一次的な責任を負っていることに着目する必要があります。その上、法執行機関は、しばし

ば判検事に比してより多くの職員を要しています。このように、法執行機関もまた刑事司法システムにおける枢要な一部分であること、職員の数が多いことにかんがみると、行動規範や内部教育といった、上記の廉潔性を維持するための方策は、法執行機関においても極めて大きな重要性を有しています。

国連その他の国際機関は、司法の廉潔性の向上のために長らく取り組んでおり、様々な文書を採択してきました。国連腐敗防止条約は、これらの中で根幹を成すものです。同条約第11条第1項は、「締約国は、司法機関の独立性及び腐敗行為との戦いにおける司法機関の重要な役割に留意して、自国の法制の基本原則に従い、かつ、司法の独立性を妨げることなく、司法機関の職員について誠実性を強化し、および腐敗行為を行いうる機会を防止するための措置を取る。」と規定しています。また、同条第2項は、「訴追部門が司法機関の一部を成していないが司法部門の独立性と同様の独立性を付与されている締約国においては、第1項の規定に従ってとられる措置と同様の効果を有する措置を訴追部門に導入し、及び適用することができる。」と規定しています。同条約第11条は、腐敗を防止する上で、司法・検察部門が不可欠な役割を果たしており、腐敗を防止するためには、その独立と廉潔性が確保されなければならないという普遍的な認識に基づいています。

国連腐敗防止条約に加えて、司法部内の廉潔性に関しては、様々な基準・規則があります。例えば、「司法権の独立に関する基本原則」、「司法権の独立に関する基本原則の効果的な履行の手順」及び「司法権行使に関するバンガロール原則」が存在します。司法権行使に密接な関連を有する検察部門については、「検察官の役割に関するガイドライン」が有用な参考資料となるほか、「職務上の義務の基準及び検察官の基本的な権利義務に関する声明」も考慮されるべきです。法執行機関については、例えば、「法執行機関職員の行動規範」や「法執行機関職員の行動規範の効果的な履行のためのガイドライン」が存在します。これらの国際基準・規則は、司法・検察部門、法執行部門における腐敗防止のための有用な枠組みを提供します。

以上を踏まえ、国連との共同運営に係る研修所である国連アジア極東犯罪防止研修所は、各国の刑事司法制度を検討し、「裁判官、検察官及び法執行機関職員の倫理及び行動規範」に焦点を当てて、刑事司法システムを強化する方策を探求することを目的として、この研修を実施するものです。

この研修の具体的な検討課題は以下のとおりです。

- (1) 行動規範及び他の腐敗防止のための方策
 - ア 判検事のための行動規範
 - イ 法執行機関職員のための行動規範
 - ウ 行動規範の履行確保のための方策
 - エ 司法・検察部内及び法執行機関における汚職に対する効果的対策
- (2) 教育及び研修
 - ア 法曹倫理に関する判検事のための法曹教育
 - イ 職務上の責任に関する法執行機関職員のための教育及び研修
- (3) 手続的規律
 - ア 刑事事件における判検事の除斥，忌避及び回避の要件及び手続
 - イ 判検事の弾劾，懲戒手続
 - ウ 利害関係にある法執行機関職員の内部的規律

2 客員専門家

- (1) サンフーン・パク氏 (Mr. Sunghoon Park)
国連薬物・犯罪事務所 アソシエート・エキスパート
- (2) エリック・メトロピエール氏 (Mr. Eric MAITREPIERRE)
フランス司法省欧州国際部長
- (3) ジュデイス・ウィッシュ氏 (Ms. Judith Wish)
アメリカ司法省職務責任局 次席法律顧問